

事 務 連 絡  
令和 3 年 7 月 21 日

各地方整備局等 住宅瑕疵担保履行法担当者 御中  
(各地方整備局等から管内の都道府県へ転送)

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課  
不動産業課  
住 宅 局 住宅生産課

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正に伴う  
基準日届出等の変更について

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 48 号。以下「改正法」という。）が、令和 3 年 5 月 28 日に公布され、令和 3 年 9 月 30 日より一部施行することとされています。

改正法により、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号。以下「履行法」という。）についても一部改正され、基準日届出や保証金の供託の時期等が変更されます。

改正法による主な変更点は下記のとおりですが、各地方整備局等及び各都道府県の住宅瑕疵担保履行法担当者におかれては、改正法の円滑な施行に向け、建設業者、宅地建物取引業者に対して、十分周知されるようお願いいたします。

なお、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成 20 年国土交通省令第 10 号。以下「履行法施行規則」という）の規定や様式については、施行日（令和 3 年 9 月 30 日）までに必要な改正をすることとしており、追って連絡します。

記

1. 基準日の回数について

履行法第 3 条第 1 項において、「基準日」は年 2 回（毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日）とされていたが、改正法により、これを年 1 回（毎年 3 月 31 日）とすることとした。これに伴い、履行法第 4 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による保証金の供託及び住宅瑕疵担保責任保険契約の締結状況についての届出（基準日届出）につ

いても年1回に変更となる。

また、届出時に添付すべき一覧表（履行法施行規則第1号の2様式又は第7号の2様式）に記載すべき新築住宅についても、基準日前「6月間」から基準日前「1年間」に引き渡した新築住宅と変更となる予定である。なお、基準日ごとに住宅瑕疵担保責任保険法人から建設業者及び宅地建物取引業者に送付されている保険契約締結証明書についても、年1回の基準日ごとに基準日前1年間分の保険契約の状況を記載して送付することが予定されている。

これらは、令和3年9月30日に施行されることから、令和3年9月30日が基準日ではなくなり、届出は不要となる。また、令和4年3月31日の基準日においては、基準日前1年間分（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に引き渡した新築住宅について一覧表に記載の上、当該基準日に係る保証金の供託及び住宅瑕疵担保責任保険契約の締結状況について届出を行うことになる。

## 2. 供託の時期について

履行法第3条第1項及び第11条第1項において、住宅販売瑕疵担保保証金の供託は、各基準日において保証金の供託をしていなければならないこととされていたが、改正法により、各基準日から3週間を経過する日までの間において保証金を供託していればよいこととした。

## 3. 書面の電子化について

履行法第3条第2項及び第11条第2項において、建設業者又は宅地建物取引業者は、住宅瑕疵担保責任保険法人と本件契約を締結し、「保険証券又はこれに代わる書面」（いわゆる「保険付保証明書」）を発注者又は買主に交付した場合には、保証金の額の算定根拠となる新築住宅の戸数から除外できることとされていたが、改正法により、保険付保証明書を電磁的記録により提供できることとした。

また、履行法第10条及び第15条において、供託建設業者又は供託宅地建物取引業者は、供託所等の所在地を記載した書面を発注者又は買主に交付することとされていたが、電磁的方法により提供できることとした。

以上

### 【参考】

- ・住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号） 新旧対照表  
<https://www.mlit.go.jp/policy/content/001386221.pdf>（P23～参照）
- ・国土交通省作成パンフレット「基準日届出が年2回から1回に変更となります」